

## 令和7年5月定例教育委員会次第

日時： 令和7年5月19日（月）  
午前10時～午前11時30分  
場所： 犬山市役所4階401会議室

### 1. 開会

### 2. 教育長報告 (前回会議録の承認)

### 3. 付議事件の審議

第8号議案	犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱について	学校教育課
第9号議案	犬山市教育支援委員会委員の委嘱について	学校教育課
第10号議案	犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について	学校教育課
第11号議案	犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について	学校教育課
第12号議案	犬山市青少年健全育成推進員の委嘱について	文化推進課
第13号議案	犬山市公民館運営審議会委員の委嘱について	文化推進課
第14号議案	犬山市歴史まちづくり協議会委員の委嘱について	歴史まちづくり課
第15号議案	犬山市史編さん委員会専門部会委員（調査執筆委員）の委嘱について	歴史まちづくり課
第16号議案	犬山城市管理委員会委員の委嘱について	歴史まちづくり課
第17号議案	犬山市スポーツ推進委員の委嘱について	スポーツ交流課

### 4. 通信及び請願

### 5. 協議・連絡

(1)	後援名義使用承認に関する報告	文化推進課	No.1
(2)	6月・7月行事予定表について	学校教育課	No.2
(3)	令和7年度学校四役等一覧表について	学校教育課	No.3
(4)	令和7年度犬山市青少年健全育成講演会について	文化推進課	No.4
(5)	議会の議決を経るべき事件	教育部	No.5
(6)	いじめ防止に向けて	学校教育課	No.6

### 6. 自由討議

### 7. その他

### 8. 閉会

犬山市教育委員会第 8号議案

犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市学校食育推進委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和7年5月19日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和7年度の犬山市学校食育推進委員会委員を委嘱する必要があるからである。

令和7年度 犬山市学校食育推進委員会委員(案)

任期：委嘱日～令和8年3月31日

No.	区 分	氏 名	所 属 等	新規 継続
1	医師会代表	榑原 吉峰	犬山市医師会代表 榑原こどもクリニック	継続 (6期)
2	薬剤師会代表	間宮 進	犬山市学校薬剤師代表	継続 (2期)
3	保護者代表	林 昭夫	犬山中学校PTA会長	新規
4	保護者代表	中根 綾	城東小学校PTA会長	新規
5	学識経験者	山岡 由理子	名古屋経済大学人間生活科学部 管理栄養学科 准教授	継続 (2期)
6	学校長代表	長谷川 誠	犬山北小学校長	継続 (2期)
7	学校長代表	間部 克敏	南部中学校長	新規
8	教務主任代表	和田 江津子	犬山西小学校教諭	新規
9	養護教諭代表	河村 麻未	犬山中学校養護教諭	新規
10	栄養教諭・学校栄養職員代表	五島 すみれ	犬山中学校栄養教諭	新規
11	栄養教諭・学校栄養職員代表	立松 武大	羽黒小学校学校栄養職員	新規

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市学校食育推進委員会を設置する。
- 教育委員会の諮問に応じ、市内小中学校における食育の推進並びに学校給食の運営及び管理に関する事項について審議する。
- 委員は20人以内とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日とする。
- 犬山市学校食育推進委員会規則に基づき、委員会を設置する。
- 委員会の委員は、医師会代表、薬剤師会代表、学識経験者、学校長代表、保護者代表、教務主任代表、養護教諭代表、栄養教諭・学校栄養職員代表、関係機関の職員から教育委員会が委嘱する。
- 委員会に、委員長を置く。
- 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

2) 審議会の女性比率 45.5% (11名中5名)

犬山市教育委員会第9号議案

犬山市教育支援委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市教育支援委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和7年5月19日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝

誠

(説明)

この案を提出するのは、令和7年度の犬山市教育支援委員会委員を委嘱する必要があるからである。

令和7年度犬山市教育支援委員会委員（案）

任期：委嘱の日～令和8年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	医師及び 学識経験者	榊原 吉峰	榊原こどもクリニック	継続 (9期)
2	特別支援学校の職員	川原 由加里	一宮東特別支援学校 小学部主事	継続 (2期)
3	特別支援学校の職員	吉田 美保	小牧特別支援学校 中学部主事	継続 (2期)
4	児童福祉施設及び児童 相談所の職員	金井 牧仁	溢愛館 施設長	継続 (9期)
5	児童福祉施設及び児童 相談所の職員	天久 親紀	一宮児童相談センター 児童心理士	継続 (2期)
6	小学校長 及び中学校長	久本 浩子	犬山市立羽黒小学校長 犬山市小学校長代表	新規
7	小学校長 及び中学校長	瀬上 圭太	犬山市立城東中学校長 犬山市中学校長代表	新規
8	養護教諭	勝又 美樹	犬山市立城東中学校 主任養護教諭	継続 (9期)
9	特別支援学級担当教諭	山田 有希代	犬山市立犬山南小学校教諭	新規
10	特別支援学級担当教諭	乾 雄輝	犬山市立東部中学校教諭	継続 (2期)
11	市職員	伊藤 真弓	子ども未来課主幹 指導保育士	継続 (6期)
12	市職員	後藤 まゆみ	こすもす園長	継続 (6期)
13	市職員	渡辺 孝春	家庭児童相談員	新規

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市教育支援委員会を設置する。
- 教育委員会の諮問に応じ、市内に在住する障害児のうち15歳未満の者の適正な就学を継続して  
図るため必要な事項について協議及び調査する。
- 委員は15人（以内）とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。
- 犬山市教育支援委員会規則に基づき、委員会を開催する。
- 委員会の委員は、医師及び学識経験者、特別支援学校の職員、児童福祉施設及び児童相談所の職  
員、小学校長及び中学校長、養護教諭、特別支援学級担当教諭、市職員から教育委員会が委嘱す  
る。
- 委員会に、委員長、副委員長を置く。
- 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

2) 委員会の開催について

- 年3回（7月ごろ、11月ごろ、1月ごろを予定）
- 関係機関との連携・協力・情報収集など

犬山市教育委員会第10号議案

犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市特別支援教育連絡協議会規則第3条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和7年5月19日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和7年度の犬山市特別支援教育連絡協議会委員を委嘱する必要があるからである。

令和7年度犬山市特別支援教育連絡協議会委員（案）

任期 委嘱の日～令和8年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	学識経験者	岩田 吉生	愛知教育大学 教授	継続 (8期)
2	特別支援学校の職員	吉田 美保	小牧特別支援学校 中学部主事	継続 (2期)
3	学校関係者	久本 浩子	犬山市立羽黒小学校長 犬山市小学校長代表	継続 (2期)
4	学校関係者	小竹 摩記	犬山市立東部中学校長 犬山市中学校長代表	継続 (2期)
5	学校関係者	後藤 勝彦	犬山市立犬山西小学校教頭	新規
6	学校関係者	和田 江津子	犬山市立犬山西小学校教務主任	新規
7	学校関係者	川本 哲也	犬山市立東小学校校務主任	新規
8	学校関係者	吉田 将規	犬山市立南部中学校校務主任	新規
9	学校関係者	河村 麻未	犬山市立犬山中学校養護教諭 (市養護教諭連絡会)	新規
10	学校関係者	山田 有希代	犬山市立犬山南小学校教諭 (市特別支援学級連絡協議会)	新規
11	市職員	平松 奈緒美	犬山幼稚園長	継続 (2期)
12	市職員	奥谷 雪江	障害者支援課長	継続 (2期)
13	市職員	水野 嘉彦	健康推進課長	継続 (2期)
14	市職員	伊藤 真弓	子ども未来課主幹 指導保育士	継続 (4期)
15	市職員	鈴木 努	子ども未来センター長	継続 (7期)
16	市職員	後藤 まゆみ	こすもす園長	継続 (6期)
17	市職員	鈴木 早智	学校教育課主幹兼指導室長	継続 (2期)
18	市職員	森 泰人	学校教育課指導主事	新規

1)設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市特別支援教育連絡協議会を設置する。
- 教育委員会の諮問に応じ、犬山市立幼稚園条例（平成27年条例第2号）第2条の規定により設置する犬山市立幼稚園及び市立小中学校において学習障害、注意欠陥、多動性障害、高機能自閉症等を有する者の需要に応じた教育的支援を図るため必要な事項について協議及び調査する。
- 委員は20人（以内）とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。
- 犬山市特別支援教育連絡協議会規則に基づき、協議会を開催する。
- 協議会の委員は、学識経験者、学校関係者等に属する者の中から教育委員会が委嘱及び任命する。
- 協議会に、委員長、副委員長を置く。

2)協議会の開催について

- 年1回（11月ごろを予定）
- 関係機関との連携・協力・情報共有など。

犬山市教育委員会第11号議案

犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市通学路安全対策連絡協議会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和7年5月19日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和7年度の犬山市通学路安全対策連絡協議会委員を委嘱する必要があるからである。

令和7年度犬山市通学路安全対策連絡協議会委員（案）

任期 委嘱の日～令和8年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	犬山市小中学校PTA連合会会長	林 昭夫	犬山中学校PTA会長 (市PTA連合会会長)	新規
2	犬山市小中学校長会副会長	高木 潔	犬山市立犬山西小学校長 (校長会小学校副会長)	新規
3	犬山市小中学校PTA連合会事務局代表者	高木 順二	犬山市立犬山中学校長 (校長会中学校副会長)	継続 (2期)
4	犬山市小中学校長会代表	間部 克敏	犬山市立南部中学校長	継続 (2期)
5	犬山警察署職員	渋谷 壘	犬山警察署生活安全課長	継続 (2期)
6	犬山警察署職員	佐々木 信祐	犬山警察署交通課長	新規
7	交通安全協会犬山支部支部長	高矢 勝臣	犬山交通安全協会会長	新規
8	犬山扶桑防犯協会会長	稲山 達也	犬山扶桑防犯協会会長	継続 (5期)
9	愛知県一宮建設事務所職員	吉田 真樹	愛知県一宮建設事務所道路整備課長	新規
10	愛知県一宮建設事務所職員	藤原 英智	愛知県一宮建設事務所維持管理課長	継続 (2期)
11	市職員	吉野 勲	犬山市市民部防災交通課長	新規
12	市職員	高橋 秀成	犬山市都市整備部整備課長	継続 (8期)
13	市職員	吉田 昌義	犬山市都市整備部土木管理課長	継続 (8期)
アドバイザー		磯部 友彦	中部大学工学部都市建設工学科教授	継続 (11期)

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき、犬山市通学路安全対策連絡協議会を設置する。
- 児童生徒の交通安全及び防犯防災上の安全を確保するために必要な事項について協議及び調査する。
- 委員は14人（以内）とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

○犬山市通学路安全対策連絡協議会規則に基づき、協議会を開催する。

- 協議会の委員は、犬山市小中学校PTA連合会、犬山市小中学校長会等から教育委員会が委嘱する。
- 協議会には、会長、副会長を置く。
- 協議会は必要に応じて会長が招集する。
- 協議会はその運営を円滑に進めるため、アドバイザーを設置することができる。

2) 委員会の開催について

- 年2回（7月ごろ、1月ごろを予定）
- 通学路の安全対策の審議、関係機関との連携・協力・情報収集など

犬山市教育委員会第12号議案

犬山市青少年健全育成推進員の委嘱について

犬山市青少年センターの設置及び運営に関する規則第9条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和7年5月19日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市青少年健全育成推進員を委嘱する必要があるからである。

# 犬山市青少年健全育成推進員の委嘱目的と役割について

犬山市青少年センター

## 1 委嘱について

保護司、民生児童委員主任児童委員、小中学校PTA会長、小中高等学校生徒指導主事・担当者を教育委員会が委嘱する。

### (1) 目的

地域の青少年の健全育成を図る。

### (2) 役割

青少年健全育成事業の一環として、有害図書自動販売機等の有害環境の発見、地域での街頭パトロールを実施し、青少年の問題行動や非行等の早期発見・早期指導、声掛け等を行なう。

## 2 青少年健全育成事業

青少年の非行防止と健全育成をより効果的に推進するため、県青少年対策の方針及び青少年健全育成県民運動実施要綱に基づき、青少年センターを母体に、次の活動を行う。

### (1) おあしす（あいさつ）運動(年間)

### (2) 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動

夏期(7月1日～8月31日)、冬期(12月20日～1月10日)

スローガン 「非行の芽 はやめにつもう みな我が子」

※夏期と冬期に犬山市青少年健全育成推進員と犬山少年補導委員との合同で啓発活動を犬山駅で実施予定。

### (3) 子ども・若者育成支援県民運動(強調月間11月)

スローガン 「はぐくもう 自分らしく生きる子 愛知の子」

### (4) 「家庭の日」県民運動(強調月間2月)

スローガン 「親と子の 対話がつくる よい家庭」

令和7年度 犬山市青少年健全育成推進員名簿 (59名)

犬山保護区保護司会17名

氏名 (敬称略)	
松 本 寛	継続
芹 澤 保 夫	継続
五 島 茂 樹	継続
深 見 公 子	継続
大 澤 渡	継続
高 間 信 雄	継続
鈴 木 一 成	継続
奥 村 由 季 恵	継続
玉 置 幸 哉	継続
今 井 康 弘	継続
山 田 真 也	継続
後 藤 修	継続
森 岡 万 朱 衣	継続
三 浦 知 里	継続
羽 澄 一 乗	継続
小 川 清 美	新規
松 浦 英 幸	新規

民生児童委員(主任児童委員)11名

氏名 (敬称略)	
山 本 智 子	継続
木 納 聖 子	継続
長 薦 貴 栄	継続
水 野 佳 子	継続
林 す わ 子	継続
大 澤 み どり	継続
廣 中 典 子	継続
伊 藤 恭 子	継続
杉 本 裕 子	継続
長 谷 川 文 子	継続
新 井 里 恵	継続

犬山市小中学校PTA会長14名

学校名	氏名 (敬称略)	
犬山北小学校	松 田 修	新規
犬山南小学校	藤 田 一 平	新規
城東小学校	中 根 綾	新規
今井小学校	松 野 正 哉	新規
栗栖小学校	川 治 一 郎	新規
羽黒小学校	森 藤 正 之	新規
楽田小学校	正 岡 久 和	継続
池野小学校	寺 澤 千 晴	新規
東 小 学 校	加 藤 裕 見 子	新規
犬山西小学校	井 辰 の ど か	新規
犬山中学校	林 昭 夫	継続
城東中学校	水 田 香 織	新規
南部中学校	浅 岡 正 視	継続
東部中学校	日 向 尚 子	新規

市内小中高等学校 生徒指導担当者 10名

生徒指導主事 7名

学校名	氏名 (敬称略)	
犬山北小学校	鈴 木 悠 平	継続
犬山南小学校	三 島 遥 加	継続
城東小学校	中 村 尚 矢	継続
今井小学校	安 井 亮 博	新規
栗栖小学校	原 田 拓 弥	継続
羽黒小学校	小 林 智	継続
楽田小学校	奥 村 知 史	継続
池野小学校	保 浦 祐 槻	新規
東 小 学 校	藤 江 広 樹	継続
犬山西小学校	森 友 邦 夫	継続
犬山中学校	奥 田 幸 希	新規
城東中学校	小 出 邦 博	継続
南部中学校	加 藤 亮 佑	新規
東部中学校	磯 部 高 志	新規
犬山高等学校	吉 野 正 基	継続
犬山高等学校	廣 田 孝 之	継続
犬山総合高等学校	山 中 将 司	継続

任期：令和7年7月10日～令和8年3月31日

犬山市教育委員会第13号議案

犬山市公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法第30条並びに犬山市公民館の設置及び管理に関する条例第4条及び第5条の規定により次のとおり委嘱するものである。

令和7年5月19日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市公民館運営審議会委員の委嘱任期満了に伴い、犬山市公民館運営審議会委員を委嘱する必要があるからである。

○委嘱する犬山市公民館運営審議会委員

	氏名	委員区分	役職等	新・継
1	酒井俊輔	学校教育の関係者	犬山市南部中学校教頭	新規
2	伊藤恵以知	社会教育の関係者	犬山市文化協会会長	継続
3	奥田しげみ	社会教育の関係者	犬山音楽文化協会会長	新規
4	佐曾利吏佐	家庭教育の向上に資する活動を行う者	NPO 法人にこっと事務局長	継続
5	鶴野隆浩	学識経験者	名古屋芸術大学教育学部教授(子ども学科子ども支援コース)	継続

【委嘱期間 令和7年7月1日～令和9年6月30日】

1)設置について

- 社会教育法(昭和24年6月10日施行)第29条第1項及び犬山市公民館の設置及び管理に関する条例(昭和58年3月26日施行)に基づき設置。
- 委員の定数20名以内。
- 委員の任期2年。ただし再任を妨げない。
- 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2)役割

- 館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。

3)審議会の開催について

- 年2回程度開催予定。

犬山市教育委員会第14号議案

犬山市歴史まちづくり協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市歴史まちづくり協議会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和7年5月19日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市歴史まちづくり協議会委員の委嘱をする必要があるからである。

犬山市歴史まちづくり協議会委員名簿（案）

新たに委嘱する委員

任期：令和7年6月1日～令和9年5月31日

No.	職名	氏名	委員区分	所属等	備考
1	委員	越澤 明	学識経験者	北海道大学名誉教授 一般財団法人住宅保証支援機構理事長	継続
2	委員	苅谷 勇雅	学識経験者	元文化庁文化財鑑査官	継続
3	委員	赤塚 次郎	学識経験者	犬山市文化財保護審議会会長	継続
4	委員	中村 真咲	学識経験者	名古屋経済大学犬山学研究センター長	継続
5	委員	下間 久美子	学識経験者	國學院大學教授	継続
6	委員	成瀬 淳子	関係施設の所有者等	公益財団法人犬山城白帝文庫理事長	継続
7	委員	伊藤 彰啓	関係施設の所有者等	日本庭園有楽苑所長	継続
8	委員	浅井 隆徳	関係行政機関職員	愛知県一宮建設事務所長	新任
9	委員	辻 光代	関係行政機関職員	愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室長	継続
10	委員	湯浅 健司	関係行政機関職員	愛知県都市・交通局都市基盤部公園緑地課長	新任
11	委員	岡田 雅隆	教育委員会が必要とするもの	一般社団法人犬山市観光協会会長	継続
12	委員	石田 芳弘	教育委員会が必要とするもの	一般社団法人犬山祭保存会会長	新任

(1) 設置について

- ・犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市歴史まちづくり協議会を設置する。
- ・歴史的風致維持向上計画の策定及び同計画の実施に関する事項について審議する。
- ・委員は犬山市歴史まちづくり協議会規則第2条に基づき、教育委員会が委嘱する。
- ・委嘱期間は委嘱の日から2年。
- ・委員会に、会長及び副会長を置く。

(2) 委員会の開催について

- ・年1回程度開催。

犬山市教育委員会第15号議案

犬山市史編さん委員会専門部会委員（調査執筆委員）の委嘱について

犬山市史編さん委員会規則第5条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和7年5月19日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

（説明）

この案を提出するのは、犬山市史編さん委員会専門部会委員（調査執筆委員）の委嘱をする必要があるからである。

犬山市史編さん委員会専門部会調査執筆委員及び調査協力員名簿（案）

今回委嘱または退任を予定する委員

任期：審議期間

No.	職名	氏名	所属等	備考
15	調査執筆委員	矢田 達也	名古屋大学大学院人文学研究科博士課程 前期課程	新規

任期中の委員

任期：審議期間

No.	職名	氏名	所属等	備考
1	調査執筆委員	久保 正明	愛知学院大学非常勤講師	
2	調査執筆委員	関口 哲矢	大同大学など非常勤講師	
3	調査執筆委員	岡 佑哉	愛知学院大学非常勤講師	
4	調査執筆委員	山中 海瑠	名古屋大学大学院人文学研究科・博士後期課程	
5	調査執筆委員	永田 幸枝	NPO 法人犬山里山学研究所研究員	
6	調査執筆委員	村山 徹	名古屋経済大学経済学部教授	
7	調査執筆委員	望月 友恵	NPO 法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク 主幹研究員	
8	調査執筆委員	大島 敏裕	拠点校指導教員(犬山北小学校・犬山南小学校)	
9	調査執筆委員	後藤 真司	(一社) 犬山市観光協会	
10	調査執筆委員	石川 慶一郎	愛媛大学社会共創学部助教	
11	調査執筆委員	富樫 幸一	岐阜大学名誉教授	
12	調査執筆委員	岡田 和明	名古屋経済大学経済学部特任教授・ 地域連携センター長	
13	調査執筆委員	加藤 真生	愛知教育大学教育学部助教	
14	調査執筆委員	池畑 早穂	野外民族博物館リトルワールド学芸課学芸員	

(1) 設置について

- ・犬山市史の編さんに関する事項について専門的な見地から調査及び検討を行うために設置。
- ・委員は犬山市史編さん委員会規則第5条に基づき、委員長が指名し、教育委員会が委嘱する。
- ・専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

(2) 部会の開催について

- ・年4回程度開催予定。

犬山市教育委員会第16号議案

犬山城管理委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山城管理委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和7年5月19日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山城管理委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山城管理委員会委員 名簿 (案)

今回委嘱を予定する委員

任期：委嘱の日～令和7年7月31日

No.	職名	氏名	委員区分	所属等	備考
1	委員	大沢 秀教	犬山市議会議員	犬山市議会議長	新規
2	委員	諏訪 毅	犬山市議会議員	犬山市議会建設経済委員会委員長	新規

任期中の委員

任期：令和5年8月1日～令和7年7月31日

No.	職名	氏名	委員区分	所属等	備考
1	委員長	日比野良太郎	学識経験者	犬山商工会議所名誉会頭	
2	副委員長	赤塚 次郎	学識経験者	犬山市文化財保護審議会会長	
3	委員	成瀬 淳子	犬山城関係者	(公財) 犬山城白帝文庫理事長	
4	委員	宮田 昭男	犬山城関係者	(公財) 犬山城白帝文庫理事	
5	委員	久世 高裕	犬山市議会議員	犬山市議会民生文教委員会委員長	
6	委員	白水 正	学識経験者	犬山城白帝文庫歴史文化館館長	
7	委員	瀬口 哲夫	学識経験者	前犬山市都市計画審議会会長	

(1) 設置について

- ・教育委員会の諮問に応じ、国宝犬山城天守及びその付近一帯の管理及び運営に関する事項について調査及び建議するために設置。
- ・委員は犬山城管理委員会規則第2条に基づき、教育委員会が委嘱する。
- ・委嘱期間は委嘱の日から2年。
- ・委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

(2) 委員会の開催について

- ・年2回程度開催。
- ・内容は年度ごとの事業や管理状況の報告とそれらに関する建議。

犬山市教育委員会第17号議案

犬山市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第32条第1項の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和7年5月19日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市スポーツ推進委員を委嘱する必要があるからである。

委嘱する犬山市スポーツ推進委員

No	氏名	職業	備考
1	たけうち めいこ 武内 名古	会社員	再任
2	はせがわ やすこ 長谷川 康子	会社員	再任

【委嘱期間】

・令和7年6月22日～令和9年6月21日

◎ 関係法令

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（抄）

（スポーツ推進委員）

- 第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。
- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

犬山市スポーツ推進委員設置規則（昭和49年教育委員会告示第4号）（抄）

（目的）

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員（以下「委員」という）の職務その他委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職務）

第2条 委員は、住民のスポーツ推進に関し、次の職務を行なう。

- (1) スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) 住民に対して、スポーツの実技の指導を行なうこと。
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のため組織の育成を図ること。
- (4) 前各号に掲げるものの外、住民のスポーツの推進のためこの指導助言を行なうこと。

（定数）

第3条 委員の定数は25名以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においても委員を解嘱することができる。
- 3 委員は、再任されることができる。

犬山市スポーツ推進委員名簿（任期中の委員）

（令和7年5月19日現在）

NO	氏名	委嘱期間
1	仙田逸二	令和6年4月1日～令和8年3月31日
2	原正男	令和6年4月1日～令和8年3月31日
3	高木隆人	令和6年4月14日～令和8年4月13日
4	宮田孝秀	令和6年4月1日～令和8年3月31日
5	小島久美子	令和6年4月1日～令和8年3月31日
6	奥村建治	令和6年4月1日～令和8年3月31日
7	吉野和美	令和6年4月1日～令和8年3月31日
8	保浦正幹	令和6年4月1日～令和8年3月31日
9	吉原田鶴子	令和6年4月1日～令和8年3月31日
10	野呂一彦	令和6年4月1日～令和8年3月31日
11	戸崎裕美子	令和7年5月10日～令和9年5月9日
12	三輪みゆき	令和6年4月1日～令和8年3月31日
13	佐橋治彦	令和6年4月1日～令和8年3月31日
14	水谷美香	令和6年4月1日～令和8年3月31日
15	小島暁子	令和6年4月1日～令和8年3月31日
16	伊藤浩申	令和6年4月1日～令和8年3月31日
17	武内名古	令和5年6月22日～令和7年6月21日
18	長谷川康子	令和5年6月22日～令和7年6月21日
19	尾藤美津子	令和7年5月10日～令和9年5月9日
20	野口ちひろ	令和6年11月1日～令和8年10月31日
21	石原有里菜	令和6年11月1日～令和8年10月31日